

**子ども・子育て支援制度における  
継続的な見える化に関する専門家会議**

**(第1回)**

令和5年11月14日(火)  
10時00分～12時00分  
於：オンライン開催

議事次第

1. 開会
2. 専門家、出席者の紹介
3. 議事
  - (1) 専門家会議の全体の流れについて
  - (2) その他
4. 閉会

〔配付資料〕

子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する専門家会議構成員名簿

資料1 専門家会議の全体の流れについて

資料2 医療分野における経営情報のデータベース化の取組状況

資料3 令和元年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査の項目・様式、及び集計・分析の状況

参考資料 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書、及び概要

# 1. これまでの議論と今後の検討課題

これまでの有識者会議では、見える化の目的、対象となる施設・事業者、報告・届出を求める情報、公表の方法等、制度の基本的な方向性についての検討を実施。この中で、「**集計・分析の方法**」については**更なる検討が必要**とされており、今後の専門家会議においてはこれを主題として取り扱う。

## 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の在り方について (令和5年8月28日 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書の概要)

### 目的

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の施設・事業者の経営情報の公表やデータベース化等の継続的な見える化の仕組みの構築を進め、**処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善**を図ることを主たる目的とする。
- 加えて、行政機関においては、幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する**国民の正確な理解の促進**、社会情勢や経営環境の変化を踏まえた**的確な支援策の検討**、経営情報の分析を踏まえた**幼児教育・保育政策の企画・立案**等の実現を目的とする。
- また、**情報公表の充実を図ることにより、行政機関のみならず、保護者や子育て家庭、保育士等の求職者の意思決定の支援や、施設・事業者の経営分析・改善の促進**、また、研究者による学術研究や政策提言の活性化等、**幅広い関係者の利益への波及的な効果も期待**できる。

### 継続的な見える化の対象とする施設・事業者

- 原則、子ども・子育て支援法に基づく、**施設型給付・地域型保育給付を受けるすべての施設・事業者を対象**とする。  
※ただし、小規模な施設・事業者に対しては、公表すべき内容・項目を限定する等の一定の配慮を行う方向で検討。

### 報告・届出を求める情報

- **全ての施設・事業者を単位として、毎事業年度の経営情報（収益・費用）**について報告・届出を求める。
- このうち、**人件費等費用の内訳や、職員配置の状況、職員給与の状況等の詳細を把握できる情報も含む**。
- 報告・届出を求める経営情報等の具体的な項目については、「**経営実態調査**」における調査項目を基礎としつつ、「**政策検討への活用性の向上**」と「**施設・事業者への業務負担**」の双方に配慮し決定する。
- それぞれの経営主体で採用されている**会計基準に応じた様式**を設け、また、それぞれの**会計年度に応じた報告・届出期間を設定**する。

### 公表の方法

- **詳細な経営情報については、個別の施設・事業者単位での公表は行わない**。施設・事業者の類型、経営主体の類型、地域区分の設定、定員規模などの**属性に応じたグルーピング**によって集計・分析した結果を公表する。
- 保護者や保育士等の情報利用者にとってニーズの高い、**施設・事業者の人件費比率やモデル賃金等の情報**については、解釈において誤解が生じないようにすることや施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等を前提に、**個別の施設・事業者単位で公表**する。

## 今後更なる検討が必要な事項

「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書」（一部抜粋）

### IV. 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の仕組みの構築に向けて

#### 1. 集計・分析の方法の検討

- 新たな制度において、施設・事業者から収集する詳細な経営情報については、個別の施設・事業者単位での公表ではなく、属性に応じたグルーピングによる集計・分析の結果により、全体的な姿としての公表を想定するが、**どのような方法・切り口で集計・分析を実施すべきか、それらの集計・分析にどのような解説や注記を付すべきか等については今後更なる検討が必要である**。
- 具体的には、幼児教育・保育分野における施設・事業者類型や経営主体は多様であるところ、施設・事業者類型や経営主体によって会計基準や科目構成が異なる中で、**どのように集計・分析すれば、人件費比率や利益率等についての、公平な比較・検証が可能となるか、専門的な知見を得ながら検討を深める必要がある**。
- 集計・分析に関しては、所在する地域による地域区分設定や地方単独事業の違いによる収支状況への影響を踏まえるべきことが指摘されているほか、職員配置の改善や保育士等の処遇改善等の検証、人口減少や物価高騰等を踏まえた公定価格の適正化等の政策課題への対応の必要性が指摘されている。このような要請に対して、**説得力の高いデータを提供できる適合性の高い集計・分析手法が確立されるよう、専門的な知見を得ながら検討を深める必要がある**。

見える化の目的に即した「集計・分析の方法」について  
今後更に検討することが求められている。

出典:こども家庭庁HP「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書」より一部抜粋

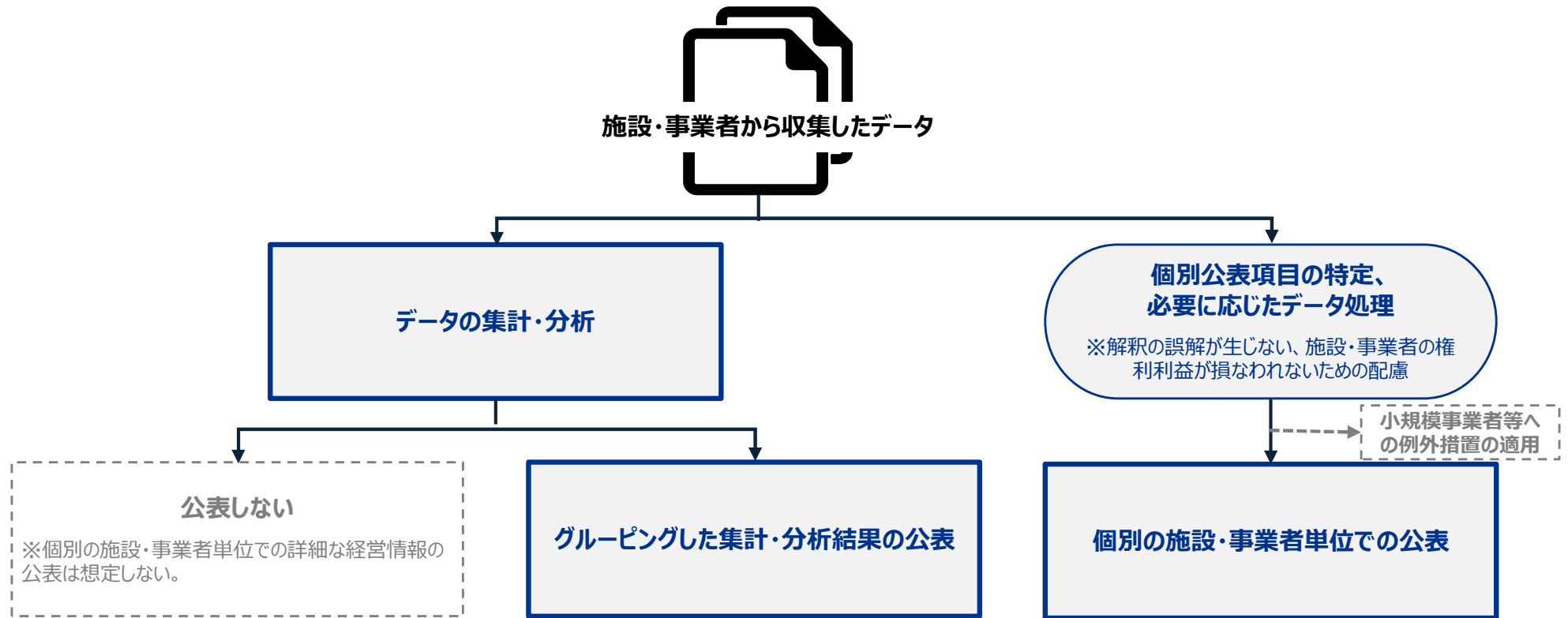
## 2. 専門家会議の議論の範囲

第1期（有識者会議）で示された制度の基本的な方向性を踏まえ、**第2期（専門家会議）においては制度の具体化に向けた検討を行う。**想定される具体的な検討項目は以下の通り。

	検討要素 ① 見える化の目的	検討要素 ② データの収集	検討要素 ③ データの集計・分析	検討要素 ④ データの公表
	<b>基本的な方向性の検討</b>			
<b>第1期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善</li> <li>幼児教育・保育が置かれている現状・実態に対する国民の正確な理解の促進</li> <li>社会情勢や経営環境の変化を踏まえた的確な支援策の検討</li> <li>経営情報の分析を踏まえた幼児教育・保育政策の企画・立案等</li> <li>幅広い関係者への波及的な効果</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見える化の対象は、原則、施設型給付・地域型保育給付を受ける全ての施設・事業者とする。</li> <li>報告・届出を求める情報の具体的な項目は、経営実態調査における調査項目を基礎とする。</li> <li>経営主体の会計基準に応じた報告・届出様式を設け、また、それぞれの会計年度に応じた報告・届出期間を設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な施設・事業者類型や経営主体が存在する中で、公平な比較・検証を行う必要がある。</li> <li>見える化の目的に対して適合性の高い集計・分析手法を確立する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・事業者から報告・届出を受けた内容を、行政庁が確認した上で公表する。</li> <li>個別の施設・事業者単位での公表と、属性に応じたグルーピングによる集計・分析結果の公表を併用する。</li> <li>詳細な経営情報はグルーピングによる集計・分析結果として公表する。</li> </ul>
	<b>具体化に向けた検討</b>			
<b>第2期</b>	<p style="text-align: center;"><b>議論の範囲</b></p> <p>▶「見える化の目的」については、更なる検討は想定されないが、その他の要素を検討する上での重要な基礎として位置付けられる。</p>	<p>（主な検討項目） 想定する集計・分析・公表の方法に対して、十分な情報が適切な形式、タイミングで収集できる方法を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告様式 政策検討への活用性の向上と施設・事業者への業務負担の双方に配慮した報告様式の検討</li> <li>報告・届出期限 情報の適時性、正確性・適正性、施設・事業者の業務負担などへの配慮</li> </ul> <p>※どのような情報の報告を求めるかについては、「データの集計・分析」、「データの公表」の在り方によって方向付けられる。</p>	<p>（主な検討項目） 個々の集計・分析の目的を明確化した上で以下を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集計・分析の対象となる情報項目 目的に対して関連性の高い情報項目の特定</li> <li>グルーピング 公平な比較・検証を可能とするためのグルーピング手法の検討</li> <li>集計・分析手法 目的を効果的・効率的に達成しうる集計・分析手法の洗い出し</li> </ul>	<p>（主な検討項目） 公表の目的を明確化した上で以下を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報利用者と情報ニーズ 誰がどのような情報を求めているかの整理</li> <li>公表による施設・事業者の不利益情報が公表された場合に想定される施設・事業者の不利益を整理</li> <li>公表する情報の内容、様式、説明 施設・事業者の不利益を最小限に抑えつつ目的を達成するための方法を検討</li> <li>例外措置 小規模な施設・事業者に対して公表範囲を限定可能とするなどの配慮</li> </ul>

### 3. データの収集と公表の取扱い

継続的な見える化におけるデータの収集と公表の取扱いは以下の通り。見える化の目的を踏まえた上で、各要素における具体的な運用について検討を実施する。



見える化の目的 = 上記要素を検討する上での重要な基礎

処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善 – 主たる目的

国民の正確な理解の促進 – その他の目的①

社会情勢や経営環境の変化を踏まえた的確な支援策の検討 – その他の目的②

幼児教育・保育政策の企画・立案 – その他の目的③

幅広い関係者（保護者や子育て家庭、保育士等の求職者、施設・事業者、研究者など）への波及的な効果



## 4. 専門家会議のスケジュールと議題案

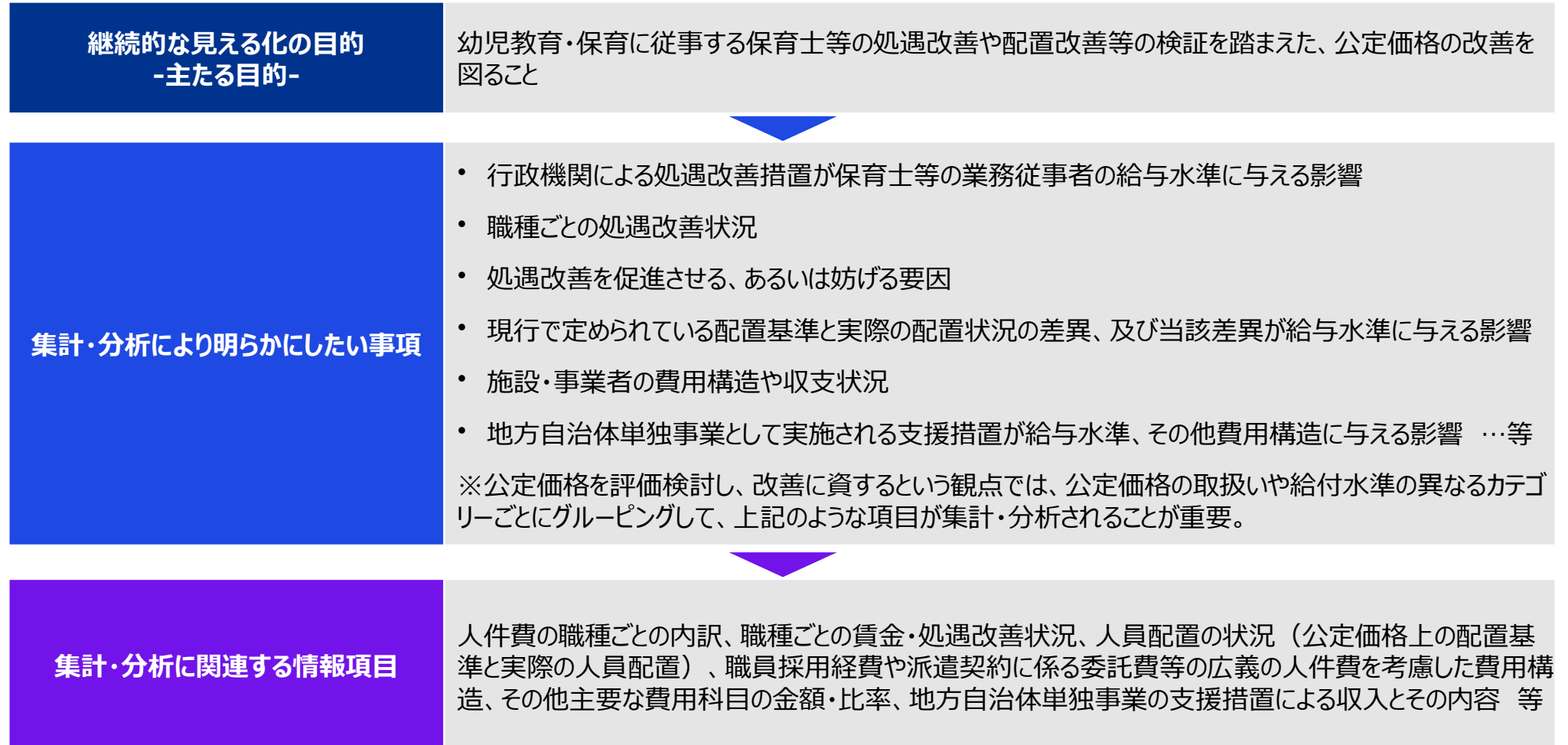
専門家会議のスケジュールと議題案について、現時点の想定は以下の通り。

開催回	時期	議題案	テーマ
第1回	令和5年11月14日	(1) 専門家会議の全体の流れについて (2) その他	キックオフ
第2回	令和5年11月下旬	経営情報等の収集と集計・分析について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 収集の対象となる経営情報等の項目</li> <li>➢ 収集に用いる方法・様式</li> <li>➢ グループング方法の在り方</li> <li>➢ 集計・分析の具体的な手法</li> </ul>	データの収集 データの集計・分析
第3回	令和5年12月中旬	グループングした集計・分析結果の公表の内容、様式、説明について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公表の目的の整理</li> <li>➢ 情報利用者とニーズの整理</li> <li>➢ 公表方法（内容、様式、説明等）の検討</li> <li>➢ 例外措置の有無、在り方の検討</li> </ul>	グループングした集計・分析結果の公表
第4回	令和6年1月下旬	個別の公表を求める施設・事業者の基本データ・モデル賃金等の内容、様式、説明について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 公表の目的の整理</li> <li>➢ 情報利用者とニーズの整理</li> <li>➢ 公表方法（内容、様式、説明等）の検討</li> <li>➢ 例外措置の有無、在り方の検討</li> </ul>	個別の施設・事業者単位での公表
第5回	令和6年2月下旬	報告書（案）に関する協議	クロージング

## 5. データの収集及び集計・分析に関する検討－検討の起点 1/2

継続的な見える化の目的に照らして、集計・分析により明らかにしたい事項、及び集計・分析に関連する情報項目を整理する。  
当該整理を通じて、集計・分析の大枠、及び収集すべき情報要素を明らかにし、その後の詳細な検討における基礎とする。

(整理のイメージ 1)



## 5. データの収集及び集計・分析に関する検討—検討の起点 2/2

継続的な見える化の目的に照らして、集計・分析により明らかにしたい事項、及び集計・分析に関連する情報項目を整理する。  
当該整理を通じて、集計・分析の大枠、及び収集すべき情報要素を明らかにし、その後の詳細な検討における基礎とする。  
(整理のイメージ 2)

継続的な見える化の目的  
-幅広い関係者への波及的な効果-

(施設・事業者への波及的効果)

施設・事業者にとって、業界全体や同じようなカテゴリーの平均的な経営指標を参考とすることで、自ら行う経営分析・改善等を促進

集計・分析により明らかにしたい事項

- 経営指標の時系列推移や指標間の相関関係
- 給付費以外の収入の有無、費用総額に占める人件費や本社費（法人本部における管理に係る支出）の割合等、特定の収入項目や費用項目の状況 …等

※ 1 施設・事業者の経営に資するという観点では、類似性のある経営環境で活動を行う施設・事業者群ごとに、上記のような項目が集計・分析されることが重要。

※ 2 企業等の一般的な経営分析においては、利益率（収益性に関する指標）、収益・利益の増減率（成長性に関する指標）、自己資本比率（安全性に関する指標）、職員一人当たりの収益・利益（生産性・効率性に関する指標）などが用いられるが、施設・事業者の幼児教育・保育の運営にとつてどのような指標が注視されるべきかについて議論が必要。

集計・分析に関連する情報項目

損益項目全般

## 6. データの収集及び集計・分析に関する検討における留意点

収集及び分析・集計の在り方の検討においては、「政策検討への活用性の向上」の観点のみならず、「施設・事業者の業務負担」の観点についても十分に配慮する必要がある。

### 施設・事業者の業務負担への配慮

「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書」  
Ⅲ.3. 施設・事業者へ報告・届出を求める情報について（一部抜粋）

#### 【総論】

- このように、新たな制度により施設・事業者へ報告・届出を求める経営情報等は、「政策検討への活用性の向上」及び「施設・事業者への業務負担」の双方を考慮した上で、可能な限り、施設・事業者の一般的な経理事務や業務運営の範囲で取得可能なものに限定するなど、合理的かつ効率的なものとなるよう検討することが必要である。

#### 【経営情報等の具体的な項目】

- また、「職員配置」や「職員給与」として回答すべき内容についても、給付費の請求事務や各種加算の認定事務等において、各種様式への記入を求められている内容であることから、「収支の状況」と同じく施設・事業者の一般的な経理事務や業務運営の範囲で取得可能なものであると考えられる。ただし、給付費の請求事務や各種加算の認定事務等における記入業務と新たな制度での記入業務とが、事務負担の追加や重複とならないよう、効率化や省力化を検討することが必要である。

#### 【経営主体の多様性への対応】

- 幼児教育・保育分野の施設・事業者である、幼稚園・保育所・認定こども園や小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育等の経営主体は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、個人などと多様であり、法人類型によって採用される会計基準も様々である。施設・事業者に対して、経営情報等の報告・届出を求めるにあたっては、施設・事業者の事務負担への配慮、及び報告・届出内容の正確性・適正性の観点から、特定の会計基準に準拠した入力や科目構成への再集計等を求めるのではなく、それぞれの経営主体で採用されている会計基準に応じた様式にて報告・届出が可能となるようにするべきである。
- 社会福祉法人や学校法人の会計年度は、法令に基づき4月1日～翌年3月31日とされているが、その他の法人の会計年度については様々である。すべての施設・事業者に対して一律の報告・届出期間を設定した場合には、一部の経営主体に対して、会計年度とは異なるタイミングでの経理処理の負担を課すことになるため不平等が生じる。また、経営主体における正式な決算処理、承認手続を経ずに作成された経営情報については、その正確性・適正性が十分に担保されないといった懸念がある。

### 報告・届出を求める情報項目

- ✓ 施設事業者の一般的な経理事務や業務運営の範囲で取得可能なものに限定したり、給付費の請求事務等、その他の事務に係る記入業務との重複をなくす等の対応を検討する必要がある。

### 報告・届出に用いる様式

- ✓ 多様な施設類型及び経営主体が存在し、職種区分や適用している会計基準が複数存在していることに配慮し、特定の区分・基準への組み替えを極力求めず、それぞれが経常的に採用している区分・基準に応じた報告・届出が可能となるよう様式を整備する必要がある。

### 報告・届出の期間

- ✓ 施設・事業者の会計年度、各種事業報告・財務書類等の提出のための繁忙時期等に配慮し、それぞれの施設・事業者が正確、適正な報告・届出を無理なく行えるよう余裕を持った期間設定を行う必要がある。



## 7. 公表に関する検討における留意点

情報公表を通じて幅広い関係者にとってニーズの高い情報を提供していくことが重要である一方、**情報利用者の誤解や、情報提供者たる施設・事業者の不利益を生じさせないための措置**についても検討を行う必要がある。

### 情報利用者の誤解を生じさせない

#### 情報提供者たる施設・事業者の不利益を生じさせない

「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書」  
Ⅲ.4. 公表の方法について（一部抜粋）

##### 【グルーピングした集計・分析結果の公表】

- 継続的な見える化の目的に鑑みれば、行政機関において、公定価格の改善をはじめとする幼児教育・保育政策の検討に活用することに加えて、幼稚園・保育所・認定こども園等における幼児教育・保育の現状・実態に対する、国民の正確な理解を促進することが求められており、情報利用者に誤解を与えない、分かりやすい形で情報を提示することが重要である。

##### 【個別の施設・事業者単位での公表】

- ただし、個別の施設・事業者単位での情報公表に当たっては、前述の通り、詳細な経営情報の解釈において誤解が生じないようにすることや、施設・事業者の権利利益が損なわれない範囲とすること等に留意が必要である。

「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する有識者会議報告書」  
Ⅳ. 子ども・子育て支援制度における継続的な見える化の仕組みの構築に向けて（一部抜粋）

- 新たな制度において、施設・事業者から収集する詳細な経営情報については、個別の施設・事業者単位での公表ではなく、属性に応じたグルーピングによる集計・分析の結果により、全体的な姿としての公表を想定するが、どのような方法・切り口で集計・分析を実施するべきか、それらの集計・分析にどのような解説や注記を付すべきか等については今後更なる検討が必要である。

### グルーピングした集計・分析結果の公表

- ✓ 経営指標の差異は、必ずしも一方の優劣を示すものではない。特に、異なる経営環境にある施設・事業者間の経営指標の差異は優劣ではなく特色として認識されるべきものも多いと考えられる。公表される集計・分析結果に対して解説や注釈を付すなど、財務情報を補完する情報の要否を検討し、情報利用者に適切な理解を促す方策を講じる必要がある。

### 個別の施設・事業者単位での公表

- ✓ 個別の施設・事業者単位での公表は、情報利用者のニーズの高い情報であって、かつ、その公表によって施設・事業者の権利利益が損なわれない場合にのみ、その合理性が認められるものと考えられる。
- ✓ 個別公表による施設・事業者の権利利益が侵害される懸念は、小規模な施設・事業者や個人で事業を運営する場合において特に大きい。このような施設事業者や個人を個別公表の対象から除外するなどの措置も検討する必要がある。
- ✓ 施設・事業者の権利利益が侵害されるリスクを許容可能な水準に抑えるための方策として、公表形式を工夫することも一つとして考えられる（東京都における“モデル賃金”の公表など）。

# 1. 医療分野における経営情報のデータベース化の取組状況の概要

医療分野においては、医療法人が開設する病院及び診療所に係る経営等の情報を収集し、データベースとして整備する制度が令和5年8月1日から施行。**先行する医療分野の取組状況も参考にしつつ検討を行う。**

## 法律：医療法

- 都道府県知事による、医療法人の活動の状況等に係る**情報の調査、分析及び公表**（努力義務）
- 医療法人による、都道府県知事への病院又は診療所ごとの**収益及び費用等に係る報告**
- 厚生労働大臣による、医療法人の活動の状況等に関する情報の**収集、整理、及び分析に係る結果を国民に提供するための施策の実施**
- 厚生労働大臣から都道府県知事への、データベースの整備に当たり必要な**情報の提供依頼**
- 都道府県知事から厚生労働大臣への**情報提供**

## 省令：医療法施行規則

- 都道府県知事による調査、分析及び公表事項（**個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。**）
- 報告対象外の法人（法人税の申告において**社会保険診療報酬の所得の計算の特例が適用されている法人**）
- 報告の期限（毎会計年度終了後**3ヶ月以内**、大規模医療法人は**4か月以内**）
- 報告の方法（**電磁的方法**または**書面**の提出のいずれか）
- 報告事項（①病院又は診療所の名称、所在地その他の病院等の基本情報、②病院等の**収益及び費用**の内容、③病院等の職員の**職種別人員数**その他の人員に関する事項、④その他必要な事項）

## 通知：医療法人に関する情報の調査及び分析等について 「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて

- **報告先**（医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事）
- 報告に用いる**様式**（病院用、診療所用の2種類。初回報告の経過措置用の様式も別途あり）
- **医療機関等情報支援システム**（G-MIS）による報告
- **報告事項の詳細**（収益・費用の項目(科目)、必須・任意項目の別、給与を報告する職種等）
- **情報の記載方法**

## 2. (参考) 医療法

### 医療法（令和5年8月1日施行）の関連部分一部抜粋

第69条の2 都道府県知事は、地域において必要とされる医療を確保するため、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項(①)について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

2 医療法人（厚生労働省令で定める者(②)を除く。）は、厚生労働省令で定めるところ(③)により、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項(④)を都道府県知事に報告しなければならない。

3 厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項(⑤)に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項(⑤)に関する情報の提供を求めることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法(⑥)によるものとする。

### 3. (参考) 医療法施行規則

#### 医療法施行規則（令和5年8月1日施行）の関連部分一部抜粋

- ①第38条の3 法第69条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第3項に規定する分析の結果その他の地域において必要とされる医療を確保するために都道府県知事が必要と認めるもの（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。
- ②第38条の4 法第69条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める者は、租税特別措置法第67条第1項の規定を適用して最終会計年度の所得の金額を計算した医療法人とする。
- ③第38条の5 法第69条の2第2項の規定による報告は、次に掲げる方法のいずれかにより、毎会計年度終了後3月以内（法第51条第2項の医療法人にあつては、4月以内）に行わなければならない。
  - 一 電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法
  - 二 書面の提出
- ④第38条の6 法第69条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 病院又は診療所（以下この条において「病院等」という。）の名称、所在地その他の病院等の基本情報
  - 二 病院等の収益及び費用の内容
  - 三 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
  - 四 その他必要な事項
- ⑤第38条の7 法第69条の2第3項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 法第52条第1項各号に掲げる書類に記載された事項
  - 二 法第69条の2第2項の規定による報告の内容
  - 三 その他必要な事項
- ⑥第39条 法第69条の2第5項に規定する厚生労働省令で定める方法は、電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法とする。



## 4. (参考) 関連通知 1/2

### 医療法人に関する情報の調査及び分析等について (令和5年7月31日付) の関連部分一部抜粋

#### ● 報告様式 ▶次頁参照

① 病院に係る報告事項 様式1

② 診療所に係る報告事項 様式2

なお、経過措置として、令和5年8月1日から令和6年7月31日までの間に終了する会計年度に係る報告については、上記に代えて次の様式により報告することとして差し支えないこととする。

③ 病院に係る報告事項 様式1-2

④ 診療所に係る報告事項 様式2-2

#### ● 報告方法

医療法人から都道府県知事への報告は、次の方法のいずれかにより行うものとする。

① 医療法人が医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）から2の様式をダウンロードし、これに記入した上で、G-MISにアップロードすることにより報告する方法

② ①の方法による提出が難しい場合については、医療法人が法第51条第1項に規定する事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の届出と併せて、2の様式を郵送等により書面で提出する方法

#### ● 経営情報等の取扱い

経営情報等には、医療法人や当該医療法人に所属する特定の個人の権利利益や法人の競争上の利益が害されるおそれがある情報が含まれており、経営情報等が悪意をもって利用されれば、本制度に対する信頼と協力を損なう可能性があることから、当該情報の秘密は保護する必要がある、個人や法人を特定することができる内容を公にすることを前提として収集するものではない。

### 「医療法人に関する情報の調査及び分析等」の取扱いについて (初版：令和5年7月31日付、第2版：令和5年10月2日付) の関連部分一部抜粋

#### ● 報告先

報告先は、医療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事となります。

なお、複数の病院等を保有し、これらの所在地が都道府県をまたがっている場合も、報告先は、全て主たる事務所の所在地の都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）となります。

#### ● 報告事項の記載方法

##### 各科目への記載金額

病院等の「収益及び費用」に係る各科目（※）への金額欄への記載は、医療法人の損益計算書を踏まえるとともに、③又は④により、当該医療法人が使用している勘定科目に最も近い内容の科目の金額欄に記載します。

##### 報告項目における基準となる期日・期間

① 病院等の基本情報（役員及び職員の数並びに主たる診療科を除く。）  
当該報告に係る医療法人の会計年度の最終日

② 役員及び職員の数

医療法人の会計年度内の12月31日を末日とする1年間にある7月1日  
これによりがたい場合は、医療法人の会計年度内の7月1日

③ 主たる診療科

7月1日（医療法人の会計年度内の7月1日）

④ 病院等の収益及び費用の内容

医療法人の会計年度1年間

⑤ 職種別の給与総額

1月1日から12月31日までの1年間（医療法人の会計年度内の12月31日を末日とする1年間）

これによりがたい場合は④の会計年度

⑥ 職種別的人数

7月1日（②と同じ）

## 4. (参考) 関連通知 2/2

以下、「医療法人に関する情報の調査及び分析等について」（令和5年7月31日付）の様式を要約して記載

### 報告事項（赤字:項目(科目)の全て又は一部が任意記載）

(1) 病院又は診療所の名称、所在地その他の病院等の基本情報	
医療法人を表す番号	医療法人整理番号 法人番号
医療機関を表す番号	病床・外来管理番号 医療機関コード
病院等の名称、所在地等	法人の名称 病院等の名称 役員の数 職員の数 病院等の所在地 会計期間 消費税の経理方式 診療所においては主たる診療科
(2) 病院等の収益及び費用の内容	
病院の収益及び費用の科目	医業収益（入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医業収益）
	医業費用（材料費、給与費、委託費、設備関係費、研究研修費、経費、控除対象外消費税等負担額、本部費配賦額）
	医業利益（又は医業損失）
	医業外収益（受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益）
	医業外費用（支払利息）
	経常利益（又は経常損失）
	臨時収益（運営費補助金収益、施設設備補助金収益）
	臨時費用
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）
	法人税、住民税及び事業税負担額 当期純利益又は、当期純損失
診療所の収益及び費用の科目	医業収益（入院診療収益、外来診療収益、その他の医業収益）
	医業費用（材料費、給与費、委託費、減価償却費、器機賃借料、その他の医業費用）
	医業利益（又は医業損失）
	医業外収益（受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益）
	医業外費用（支払利息）
	経常利益（又は経常損失）
	臨時収益（運営費補助金収益、施設設備補助金収益）
	臨時費用
	税引前当期純利益又は、税引前当期純損失
	法人税、住民税及び事業税負担額 当期純利益（又は当期純損失）
(3) 病院等の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項	
職種別の給与総額及びその人数に係る職種	職種ごとの給与総額及びその人数 上記の報告に係る対象期間

# 1. 経営実態調査の項目・様式 1/4

継続的な見える化の制度において報告・届出を求める経営情報等の項目・様式は、**経営実態調査の項目・様式を基礎**として、継続的な見える化の目的を達成する上で必要な情報が網羅されるよう検討を行う必要がある。

## 経営実態調査における調査項目

### 1. 施設・事業所の状況等 (施設・事業所全体の概要)

- (1) 開設年月
- (2) 経営主体
- (3) 施設・事業所の類型
- (4) 運営する他の教育・保育施設等の種類と数
- (5) 利用定員数・入所児童数（認定区分・年齢ごと）
- (6) その他（給食、清掃・洗濯、小学校接続、子育て支援、療育支援等の実施状況）

### 2. 職員配置

常勤/非常勤別に、公定価格基準、実際の配置（調査対象事業のみ）、実際の配置（調査対象事業以外も含む）の人数

- 1 園長（施設長）
- 2 副園長
- 3 教頭
- 4 主幹保育教諭（主幹教諭、主任保育士）
- 5 指導保育教諭（指導教諭）
- 6 保育教諭（教諭、保育士）等
- 7 調理員
- 8 栄養教諭・栄養士
- 9 看護師・准看護師
- 10 事務職員
- 11 教育・保育補助者
- 12 その他

### 3. 職員給与

- (1) 処遇改善に関する加算の取得状況
  - ① 処遇改善等加算Ⅰの取得状況
  - ② 処遇改善等加算Ⅱの取得状況
- (2) 職員給与の状況  
（個人ごとに2017/3月末日及び2019/3月末日時点の情報を記入）
  - ① 性別
  - ② 年齢
  - ③ 勤続年数
  - ④ 勤務形態
  - ⑤ 職種
  - ⑥ 勤務日数（1月あたり）
  - ⑦ 勤務時間（1日あたり）
  - ⑧ 決まって支給する給与
  - ⑨ 一時金（賞与、その他の臨時支給分等）



# 1. 経営実態調査の項目・様式 2/4

(前頁からの続き)

## 経営実態調査における調査項目

### 4. 収支の状況 ※私立のみ記載

#### (1) 事業活動収入・事業収入（収益）

- 事業活動収入・事業収入（収益）の科目区分については、「学校法人会計基準（様式1）」及び「社会福祉法人会計基準（様式2）」に基づく**2種類の様式**が設けられている。
- 基本的に、**施設類型に応じて**使用する様式が異なる（認定こども園のみ経営主体の形態の違いにも配慮し異なる様式を設けている）。
- 一定の**詳細度を持った科目構成**となっている。

様式1 学校法人会計基準

様式2 社会福祉法人会計基準

科 目	
教育活動収入	1 学生生徒等納付金 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本保育料</li> <li>(2) 特定保育料</li> <li>(3) その他納付金</li> </ul>
	2 手数料
	3 寄付金
	4 経常費等補助金 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設型給付費（特例施設型給付費を含む）</li> <li>(2) 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業等）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>うち、地域子育て支援拠点事業</li> <li>うち、一時預かり事業（幼稚園型）</li> <li>うち、一時預かり事業（一般型）</li> </ul> </li> <li>(3) 幼稚園特別支援教育経費（私学助成）</li> <li>(4) 預かり保育推進事業（私学助成）</li> <li>(5) 幼稚園の子育て支援活動の推進（私学助成）</li> <li>(6) 地方単独事業に係る補助金</li> <li>(7) その他補助金</li> </ul>
	5 付随事業収入
	6 雑収入
	7 教育活動収入計
	8 受取利息・配当金
	9 その他の教育活動外収入
	10 教育活動外収入計
	11 資産売却差額
	12 その他の特別収入 <ul style="list-style-type: none"> <li>うち、借入金利息補助金収入</li> </ul>
	13 特別収入計
14 事業活動収入計	

科 目	
I 事業活動収入（収益）	1 保育事業収益 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設型給付費収益（特例施設型給付費収益を含む）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 施設型給付費収益</li> <li>イ 利用者負担金収益</li> </ul> </li> <li>(2) 委託費収益</li> <li>(3) 利用者等利用料収益</li> <li>(4) 私的契約利用料収益</li> <li>(5) その他の事業収益（補助金収入・受託事業収入）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域子ども・子育て支援事業</li> <li>イ 地方単独事業に係る補助事業</li> <li>ウ その他補助金</li> </ul> </li> </ul>
	2 児童福祉事業収益
	3 経常経費寄附金収益
	4 その他の収益（1～3に該当しないもの）
	II 事業活動外増減による収益 <ul style="list-style-type: none"> <li>うち、借入金利息補助金収入</li> <li>うち、受取利息配当金収入</li> </ul>
	III 特別増減による収益
	収益計（I～IIIの合計）

		経営主体			
		学校法人	社会福祉法人	株式会社	その他
施設類型	幼稚園 (新制度未移行園) ※見える化の対象外	様式1			
	幼稚園(新制度園)	様式1			
	保育所	様式2			
	認定こども園	様式1	様式2		
	地域型保育事業所	様式2			



# 1. 経営実態調査の項目・様式 3/4

(前頁からの続き)

## 経営実態調査における調査項目

### 4. 収支の状況 ※私立のみ記載 (2) 事業活動支出・事業支出 (費用)

- 事業活動支出・事業支出 (費用) の科目区分については、「学校法人会計基準 (様式1)」、「社会福祉法人会計基準 (様式2)」及び「企業会計基準 (様式3)」に基づく**3種類の様式**が設けられている。
- 基本的に、**経営主体の形態に応じて使用する様式が異なる** (幼稚園の場合のみ経営主体の形態を問わず単一の様式)。
- **その他の法人については、「社会福祉法人会計基準 (様式2)」に基づく様式を使用**することとされている。
- 一定の**詳細度を持った科目構成**となっている。

様式1 学校法人会計基準

科 目	
教育活動支出	1 人件費
	ア 教員人件費
	イ 職員人件費
	ウ 役員報酬
	エ 退職給与引当金繰入額
	オ 退職金
	カ その他の人件費
	2 教育研究経費 (ア～ケの合計)
	ア 消耗品費
	イ 光熱水費
	ウ 旅費交通費
	エ 奨学費
	オ 賃借料
	カ 報酬・委託・手数料
	① うち給食委託費
	② うち派遣委託費
	キ 公租公課
	ク 減価償却額
	ケ その他

科 目	
教育活動支出 (続き)	3 管理経費 (ア～ケの合計)
	ア 消耗品費
	イ 光熱水費
	ウ 旅費交通費
	エ 賃借料
	オ 報酬・委託・手数料
	① うち給食委託費
	② うち派遣委託費
	カ 公租公課
	キ 減価償却額
	ク 補助活動支出
	ケ その他
	4 徴収不能額等
	5 教育活動支出計
特別支出	6 借入金等利息
	7 その他の教育活動外支出
	8 教育活動外支出計
	9 資産処分差額
	10 その他の特別支出
	11 特別支出計
	12 事業活動支出計
	13 基本金組入額 (計上している場合、- (マイナス表記) を付して記入)
	14 法人本部に帰属する経費 (上記に計上している費用以外に限る)

		経営主体			
		学校法人	社会福祉法人	株式会社	その他
施設類型	幼稚園 (新制度未移行園) ※見える化の対象外	様式1			
	幼稚園 (新制度園)	様式1			
	保育所	様式1	様式2	様式3	様式2
	認定こども園	様式1	様式2	様式3	様式2
	地域型保育事業所	様式1	様式2	様式3	様式2

# 1. 経営実態調査の項目・様式 4/4

(前頁からの続き)

## 経営実態調査における調査項目

### 4. 収支の状況 ※私立のみ記載 (2) 事業活動支出・事業支出 (費用)

様式2 社会福祉法人会計基準

科 目	
IV サービス活動増減の部(費用)	1 人件費
	うち 退職給付費用
	うち 派遣職員費
	2 事業費 (ア～クの合計)
	ア 給食費
	イ 保健衛生費
	ウ 保育材料費
	エ 水道光熱費
	オ 燃料費
	カ 消耗器具備品費
	キ 賃借料
	ク その他の経費
	3 事務費 (ア～ソの合計)
	ア 福利厚生費
	イ 旅費交通費
	ウ 研修研究費
	エ 事務消耗品費
	オ 印刷製本費
	カ 水道光熱費
	キ 燃料費
	ク 修繕費
	ケ 通信運搬費
	コ 業務委託費
	① 給食委託費
	② その他の委託費 (①に該当しないもの)
	サ 保険料
	シ 賃借料

科 目	
IV サービス活動増減の部(費用)	ス 土地・建物賃借料
	① 土地賃借料
	② 建物賃借料
	セ 租税公課
	ソ その他の経費
	4 減価償却費
	5 国庫補助金等特別積立金取崩額
	6 徴収不能額
	7 徴収不能引当金繰入
	8 その他の費用 (1～7に該当しないもの)
サービス活動費用計 (1～8の合計)	
V サービス活動外増減による費用	
うち、支払利息	
VI 特別増減による費用	
うち、法人本部に帰属する経費：役員報酬等	

様式3 企業会計基準

科 目	
IV 売上原価	1 人件費
	うち 役員報酬
	うち 退職金又は退職共済掛金
	2 経費 (事務費に係るもの) (ア～セの合計)
	ア 福利厚生費
	イ 旅費交通費
	ウ 研修費
	エ 消耗品費
	オ 印刷製本費
	カ 光熱水費
	キ 車輦費
	ク 修繕費
	ケ 通信運搬費
	コ 委託費
	① 派遣委託費
	② 給食委託費
	③ その他の委託費 (①、②に該当しないもの)
	サ 保険料
	シ 賃借料
	① 土地
	② 建物及び建物付属設備
	③ 設備器械
	④ その他の賃借料 (①～③に該当しないもの)
	ス 租税公課
	セ その他の経費 (ア～スに該当しないもの)

科 目	
IV 売上原価	3 経費 (事業費に係るもの) (ア～オの合計)
	ア 消耗品費
	① 給食費
	② 保健衛生費
	③ 保育材料費
	④ その他 (①～③に該当しないもの)
	イ 光熱水費
	ウ 車輦費
	エ 賃借料
	オ その他の経費 (ア～エに該当しないもの)
4 減価償却費	
5 その他の売上原価 (1～4に該当しないもの)	
売上原価計 (1～5の合計)	
V 本部経費配賦額 (事業所において負担している本部経費)	
VI 営業外費用	
1 支払利息	
2 徴収不能額	
3 その他の営業外費用 (1、2に該当しないもの)	
VII 特別損失	
VIII 法人税、住民税及び事業税	

## 2. 経営実態調査における集計・分析の状況

### — 経営実態調査集計結果（速報値） —

経営実態調査において実施されている集計・分析の方法は、新たな制度における集計・分析の在り方を検討するための土台となる。

以下は、「令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査集計結果（速報値）」（内閣府、令和元年11月26日）にて実施されている集計・分析の概要である。

集計・分析の内容	
収支状況	1施設あたりの収益、費用、収支差
職種別職員1人当たり給与月額状況	同左
職員配置の状況	1施設あたりの公定価格基準のみの配置状況、実際の配置状況
処遇改善の状況	職種別職員1人当たり給与(賞与込み)に係る2016年と2018年の差額及び改善率
処遇改善等加算の取得状況等	処遇改善等加算Ⅰ、Ⅱの取得の有無、取得していない場合の理由等、定性的な情報

グルーピングの視点	
施設類型	保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）
地域区分	20/100、16/100、15/100、12/100、10/100、6/100、3/100、その他
定員区分	各施設類型に応じて定員区分のレンジが異なる（保育所の場合は、40名以下、41～90名、91～120名、121～150名、151名以上の5区分）。
経営主体の形態	社会福祉法人、学校法人、社団・財団法人、宗教法人、NPO、営利法人、個人等

#### Q 集計・分析のポイント

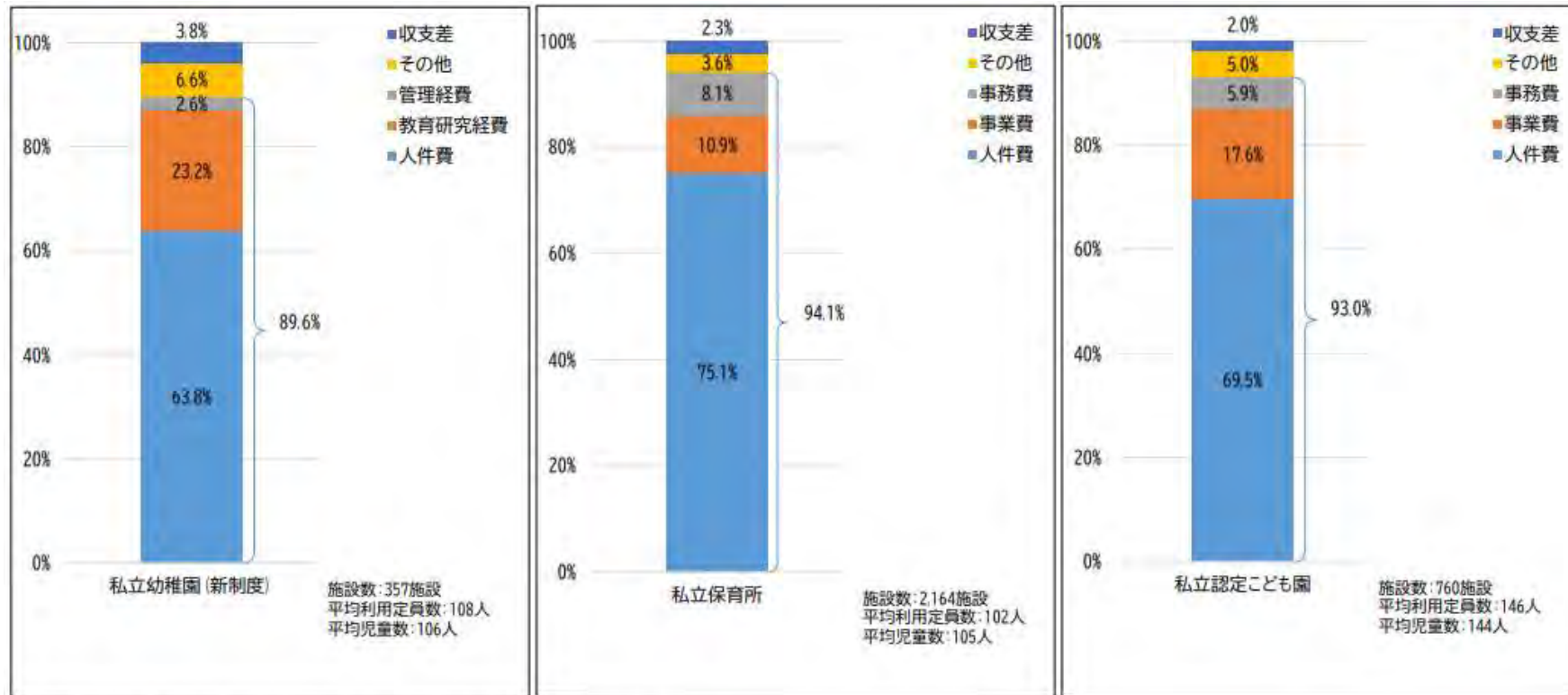
- ✓ 基本的に、クロス集計による各カテゴリごとの平均値の算出にとどまっている。
- ✓ 各カテゴリ内のデータの散らばり（分布状況）について分析は実施されていない。

## 2. 経営実態調査における集計・分析の状況

### —公的価格評価検討委員会（第7回） 1/4—

公的価格評価検討委員会において、令和元年度幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査結果を用いた追加的な分析が行われており、以下はその概要である（以降のページにおけるグラフはすべて公的価格評価検討委員会（第7回）資料4より抜粋して記載）。

#### （1）収入計に占める各費用区分（人件費、事業費等）の割合



[出典] 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査（令和元年度実施）

#### Q 集計・分析のポイント

- ✓ 費用構造の違いを踏まえ、「施設類型」の観点からグルーピングを実施。
- ✓ 「私立保育所」及び「私立認定こども園」は、会計基準に違いに基づく複数の様式が混在するため、代表的な経営主体の費用区分に準じて集計を行っている。

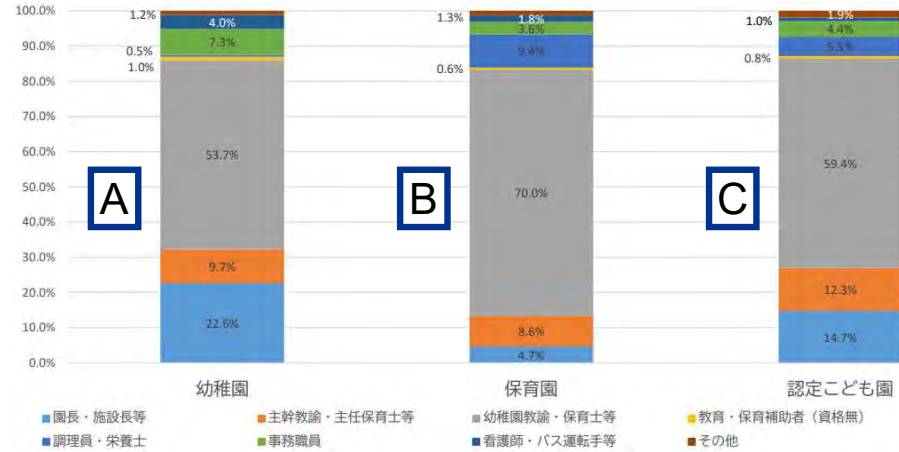


## 2. 経営実態調査における集計・分析の状況

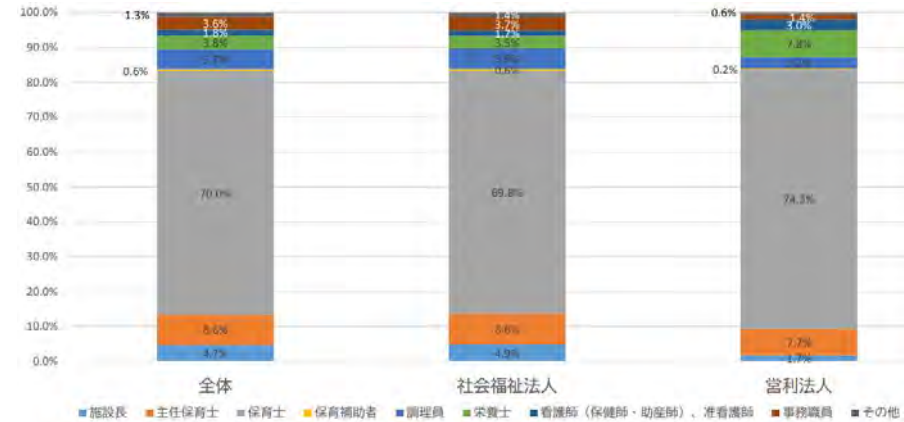
—公的価格評価検討委員会（第7回） 2/4—

### (2) 人件費の職種間の配分状況

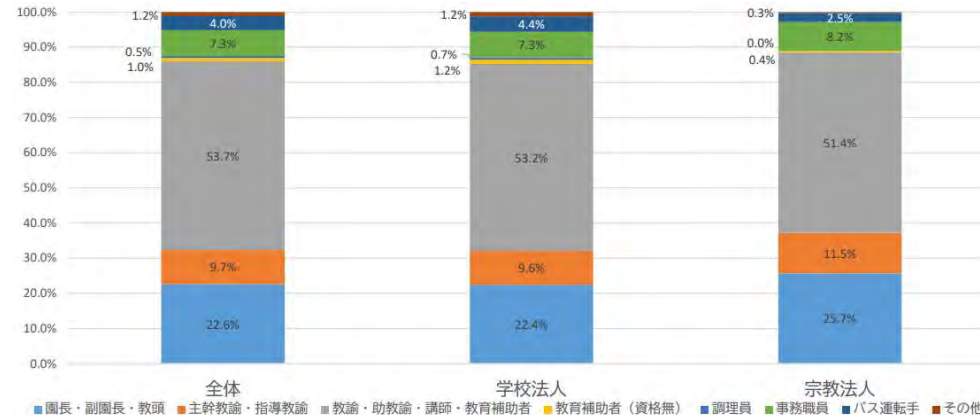
私立×施設類型別



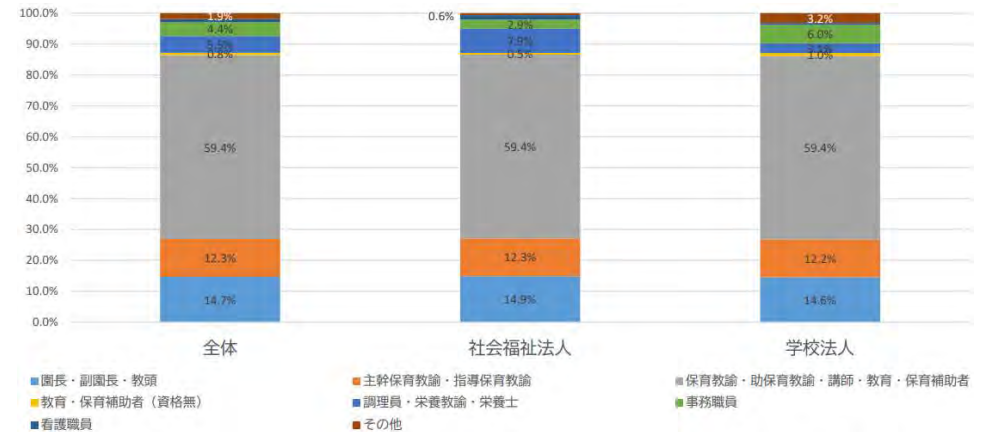
B 私立保育所×経営主体別



A 私立幼稚園（新制度）×経営主体別



C 私立認定こども園×経営主体別



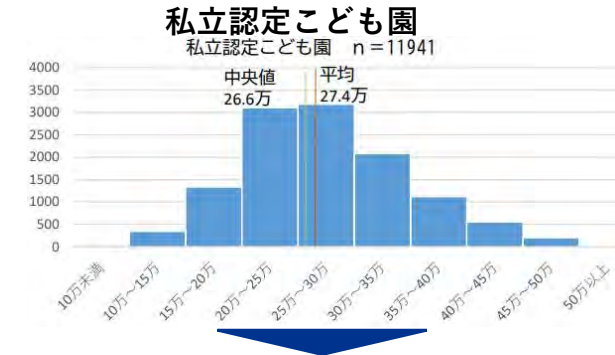
### Q 集計・分析のポイント

- ✓ 職種区分の違いを踏まえ、「施設類型」の観点からグルーピングを実施。
- ✓ 更に、各施設類型について、当該施設類型における代表的な「経営主体の形態」の観点からグルーピングを実施。

## 2. 経営実態調査における集計・分析の状況

—公的価格評価検討委員会（第7回） 3/4—

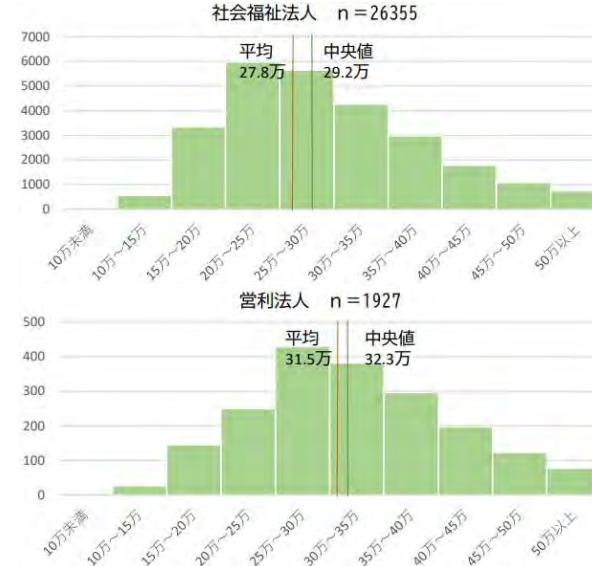
### （3）職員の1月当たり給与の平均と分布



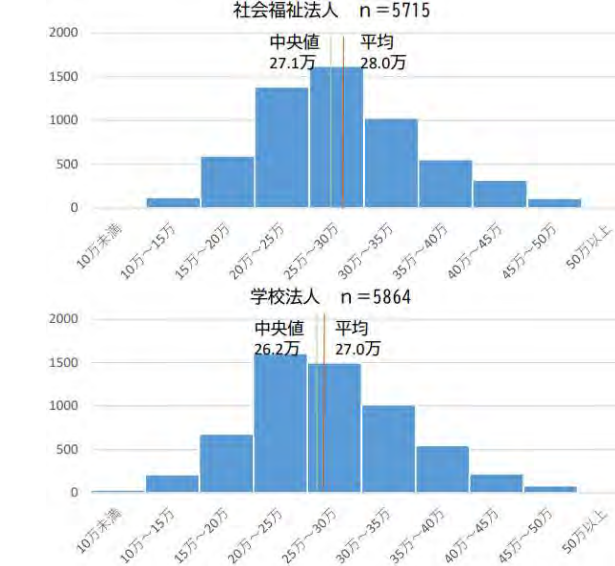
#### 私立幼稚園 × 経営主体別



#### 私立保育園 × 経営主体別



#### 私立認定こども園 × 経営主体別



#### 🔍 集計・分析のポイント

- ✓ 「施設類型」、及び「経営主体の形態」の2つの観点からグルーピングを実施。
- ✓ データの散らばり（分布状況）についても、ヒストグラムを用いて分析を行っている。

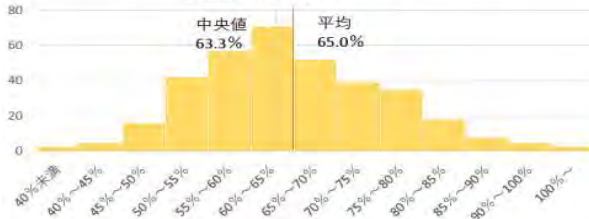
## 2. 経営実態調査における集計・分析の状況

— 公的価格評価検討委員会（第7回） 4/4 —

### （4）収入計に占める人件費の割合の分布の分析

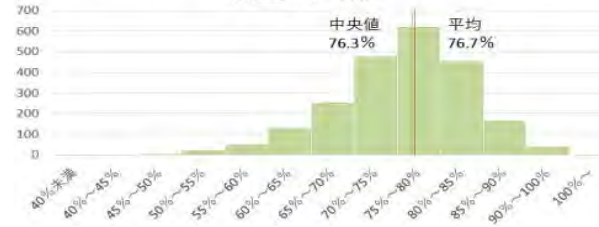
#### 私立幼稚園（新制度）

収入計に占める人件費の割合の分布（私立）  
幼稚園 n = 354



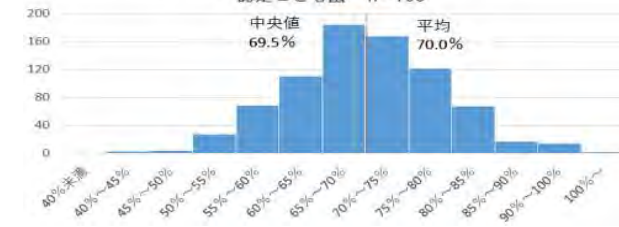
#### 私立保育所

収入計に占める人件費の割合の分布（私立）  
保育園 n = 2238



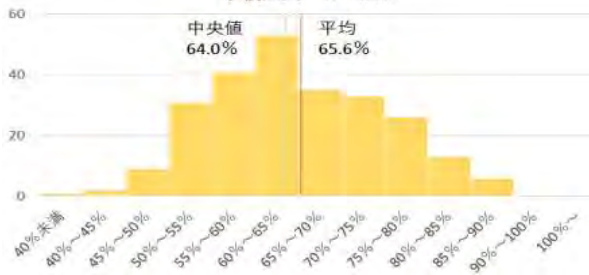
#### 私立認定こども園

収入計に占める人件費の割合の分布（私立）  
認定こども園 n = 790

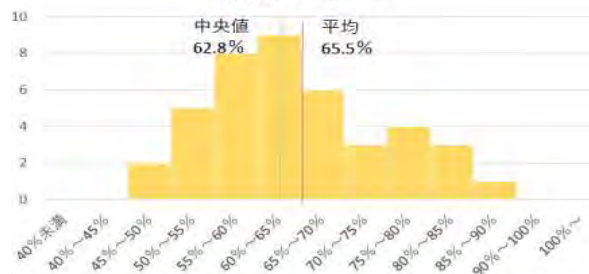


#### 私立幼稚園（新制度）×経営主体別

学校法人 n = 256

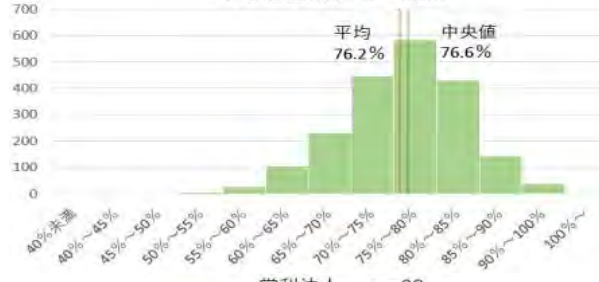


宗教法人 n = 42

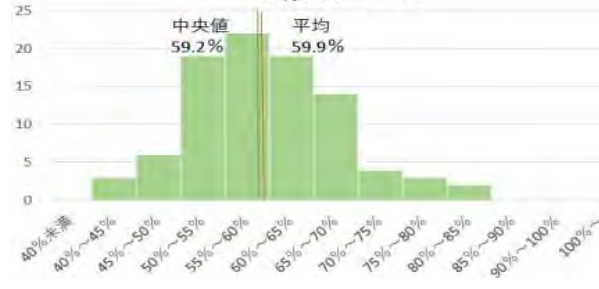


#### 私立保育所×経営主体別

社会福祉法人 n = 2012

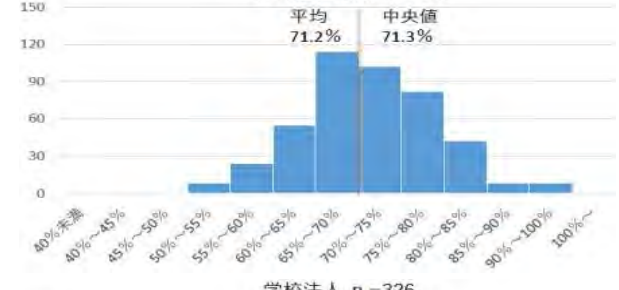


営利法人 n = 92

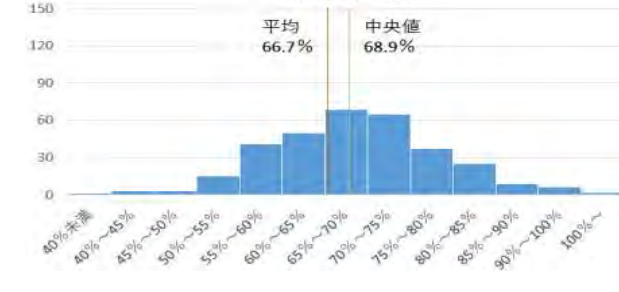


#### 私立認定こども園×経営主体別

社会福祉法人 n = 443



学校法人 n = 326



### Q 集計・分析のポイント

- ✓ 「施設類型」、及び「経営主体の形態」の2つの観点からグルーピングを実施。
- ✓ データの散らばり（分布状況）についても、ヒストグラムを用いて分析を行っている。